

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第50号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月27日 07時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島西岸 男鹿島灯台から真方位284° 1,740m付近 (概位 北緯34°39.7′ 東経134°33.9′)
事故等調査の経過	平成26年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利採取運搬船 第六栄福丸、494トン 131883、柴田海運建設株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	球状船首に亀裂、船底外板の船首寄りに凹損、推進器翼に欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約1.5m、船尾約3.5mの喫水で石材の積込みを行うため、男鹿島西岸に着岸作業中、平成26年3月27日07時00分ごろ、船首船底部に衝撃を受け、直ちに機関を後進にかけたところ、推進器翼が捨て石に接触した。 船長は、機関を停止して損傷の有無を調査したところ、浸水がなく、その後、航海を続けたものの、29日造船所に上架して海面下を調査し、球状船首に亀裂、推進器翼に欠損等を発見した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮高 約110cm（家島）
その他の事項	船長は、着岸場所付近の海底には、捨て石が存在していることを知っていたが、これまでに水深を測ったことはなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、男鹿島西岸に着岸作業中、船長が着岸場所付近の水深を確認していなかったことから、捨て石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島西岸に着岸作業中、船長が着岸場所付近の水深を確認していなかったため、捨て石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・着岸場所付近の水深を確認し、余裕水深を確保すること。